

# 特別支援学校教諭免許状取得のための教育実習について（内規）

三重県立稲葉特別支援学校

## 1 実習時期及び期間

### （1）本校が定める時期

前期：6月のうち本校が指定する2週間を原則とする。

後期：10月のうち本校が指定する2週間を原則とする。

### （2）実習期間は実習年度の4月に決定し、実習生及び大学等に通知する。

## 2 受入対象者

### （1）以下の要件を満たしている者

- ① 特別支援学校教諭の免許状を取得し、三重県の特別支援教育に携わることを希望する者。
- ② 津市に居住又は帰省先を有し、大学等に在籍する者。
- ③ 本校が指定する期日に行う、オリエンテーションに参加できる者。
- ④ 教員採用試験を受験予定している者。
- ⑤ 公共交通機関、または自転車で実習に通うことができる者。

## 3 受け入れ人数と学部

### （1）受け入れ人数は、年度を通し3名までとする。

### （2）受け入れ学部は、本校が指定する。

## 4 実習科目・教科

### （1）特別支援学校教諭免許状取得のための実習とする。

## 5 申込期間

### （1）実習希望年度の前年の4月上旬～5月中旬までとする。ただし、受け入れ状況に応じて早期に締め切ることもある。

## 6 申し込み

- （1）個人で申し込む場合、申込期間中に本校教頭（もしくは教育実習担当）に電話で連絡する。本校ホームページからダウンロードした「教育実習申込書」に必要事項を記入の上、本校に郵送する。
- （2）大学から一括して申し込む場合、本校教頭（もしくは教育実習担当）に電話で連絡した後、個人で「教育実習申込書」に記入したものを本校に郵送する。
- （3）後日、本校における教育実習内諾調整会議を経て、大学からの内諾書等の手続きを行う。
- （4）実習年度（またはその前の年度末）における大学からの正式依頼により本校が実習を承諾することで正式決定となる。実習期間もこの時に正式決定する。